

一般財団法人松本市スポーツ協会
松本市スポーツ少年団設置規則

(設 置)

第1条 一般財団法人松本市スポーツ協会(以下「この法人」という。)定款第45条の規程に基づき、松本市スポーツ少年団を設置する。

(目 的)

第2条 本団は、この法人の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成指導と援助
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成
- (3) スポーツ少年団育成団体の組織化と養成
- (4) スポーツ少年団指導者組織の育成指導
- (5) スポーツ少年団リーダー組織の育成指導
- (6) スポーツ少年団全市的行事の実施
- (7) スポーツ少年団体力テストの実施
- (8) スポーツ少年団との連携と交流
- (9) スポーツ少年団に関する調査研究並びに広報活動
- (10) スポーツ少年団及び団員並びに関係者の表彰
- (11) その他前条の目的に必要な事業

(登 録)

第4条 スポーツ少年団への加入は、本団及び長野県スポーツ少年団並びに日本スポーツ少年団への登録をもって行う。

2 前項の登録は、毎年度これを更新するものとする。

(役 員)

第5条 本団に次の役員をおく。

本部長	1名
副本部長	若干名
常任委員	若干名
委員	第5項による

2 本部長及び副本部長は、委員総会の推薦に基づき、理事会でこれを推挙し、会長が委嘱する。

(1) 本部長は、本団を代表し、団務を統括する。

(2) 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 常任委員は、委員総会において選任し、本部長が委嘱する。

4 常任委員は、委員が兼務することができる。

5 委員は、各単位団から1名ずつ選出する。

(役員任期)

第6条 役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役

員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期が満了後でも後任者が就任するまでなおその職務を行う。

(顧問及び参与)

第7条 本団に顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、委員総会が推薦した者を本部長が委嘱する。

(委員総会)

第8条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 設置規則以外の諸規程の制定及び改廃
- (4) 部会の設置及び廃止
- (5) その他本部長が付議した事項

2 委員総会は、毎年1回以上開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。

3 前項のほか、常任委員会が必要と認めたとき、または委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は速やかに臨時の委員総会を招集しなければならない。

4 委員総会は、委任状を含めて構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一事項について再度招集したときは、その限りでない。

5 委員総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第9条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、本団の業務を執行する。

2 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し、議長となる。

3 常任委員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 常任委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第10条 本団に、委員総会の決議を経て必要な部会を設けることができる。

2 部会は、委員総会の決議を経て本部長が委嘱する部会長・副部会長・部員をもって組織する。

3 部会について必要な事項は、委員総会の決議により別に定める。

(賛助会員)

第11条 本団の目的に賛同し、所定の年会費又は物品を納める団体及び個人を賛助会員とする。

2 賛助会員に関する事項は、委員総会の決議を経て別に定める。

(事務局)

第12条 本団の事務局は、この法人事務局におく。

(改 廃)

第13条 この規則の改廃は、委員総会の意見を聞いて、理事会の決議により行う。

(補 則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

財団法人松本体育協会松本市スポーツ少年団設置規則は廃止する。

附 則

この規則は、一般財団法人松本体育協会設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の一般財団法人松本体育協会松本市スポーツ少年団設置規則の規定により理事又は代議員に委嘱されている者は、それぞれ改正後の一般財団法人松本体育協会松本市スポーツ少年団設置規則の規定により常任委員又は委員に選任されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正前の理事又は代議員の任期満了の日までとする。

附 則

この規則は、令和2年6月26日から施行する。